

こ 支 障 第 68 号
障 発 0 3 2 4 第 9 号
令 和 7 年 3 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正について

「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用するので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。